

見附市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

見附市長 稲田 亮

見附市条例第21号

見附市下水道条例の一部を改正する条例

見附市下水道条例（昭和56年見附市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第25条の表中「1,600円」を「1,700円」に、「160円」を「170円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行し、改正後の見附市下水道条例の規定は、令和8年6月検針分の使用料から適用する。